

令和6年度（2024年度）
社会福祉法人いなほ福祉会 成人分野 共通事業計画

1. 事業の種類・所在地・利用定員

いなほ作業所	ワークショップゆう	平見ハイツ
就労継続支援B型事業	多機能型事業 就労継続支援B型・生活介護	共同生活援助事業
和歌山県東牟婁郡 那智勝浦町中里575 電話0735-57-0334 FAX 0735-57-0335	和歌山県新宮市佐野954-3 電話0735-31-2336 FAX 0735-31-9996	和歌山県東牟婁郡 太地町太地916 電話0735-59-6022 FAX 0735-59-6055
定員40名	定員/B型12名・生活介護8名	定員10名

2. 事業の目的

いなほ作業所・ワークショップゆう	平見ハイツ
<p>障害のある人が通所し働く中で持っている力を発揮し、生産活動をとおり社会的貢献や働く喜び、充実感を感じ取ることで、自らの存在価値を確認し社会的自立をめざします。</p> <p>また、互いに人格を尊重し、相互に助け合う集団づくりを通し豊かな発達をめざします。</p>	<p>入居者ひとりひとりの顔が見える小集団の共同生活をとおり、共に育ち合いその人らしい暮らしや暮らしの場（家）となることをめざします。</p>

3. 営業日及び営業時間

いなほ作業所・ワークショップゆう	平見ハイツ
<p><u>①営業日</u> 月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く） 土曜日（企画内容や行事開催の都合に応じ、月1～2回の開所）</p> <p><u>②営業時間</u> 月～金曜日 8：30～17：00 開所土曜日 9：00～15：00</p> <p><u>③サービス提供時間</u> 月～金曜日 9：00～15：00 開所土曜日 9：00～13：30（企画内容によって変更あり）</p>	<p>365日 24時間体制</p>

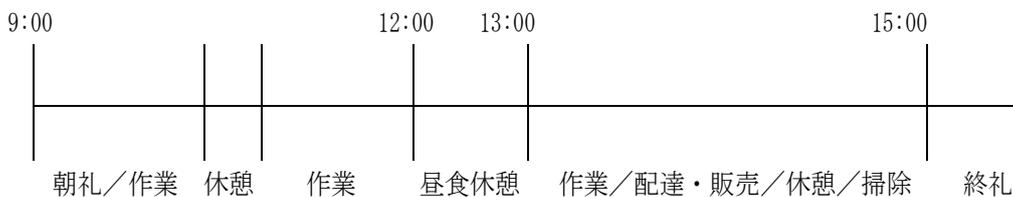
4. 基本方針

いなほ作業所・ワークショップゆう	平見ハイツ
<p><作業支援・生産活動支援></p> <p>それぞれの力に応じた生産活動を通して、働くことの「大切さ」「喜び」「責任感」などにつながる事を大切にします。</p> <p>ひとりひとりが持っている力が発揮でき、主体的に生産活動や日中活動に参加できることを大切にします。</p> <p><生活支援></p> <p>作業所での生活や余暇活動を通して経験や生活の幅を広げ、豊かで充実した生活に繋がる支援を心がけます。</p> <p>本人の主体性を大切にし、集団作りを通して社会性を育みます。</p>	<p>入居者の人格及び人権を尊重した生活支援を基本とします。</p> <p>ハイツでの生活を通して、入居者が共に育ち合える関係を築くことを大切にします。</p> <p>入居者が、生活全般にわたり自立した生活を送れる事を大切にします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな職員配置や役割の見直しを通じた体制強化をすすめます。 ・福祉専門職員としての人材育成をすすめます。 	

5. 利用者への福祉サービス

(1) 【日課】 いなほ作業所／ワークショップゆう

(月～金曜日)



(土曜日)

9:30 集合 ～ 取組み ～ 13:30 解散

(2) 作業支援 (いなほ作業所・ワークショップゆう)

具体的生産活動の中で、各自の力に応じた適切な作業支援や技術支援を行います。

また、高齢化等に伴う体力や機能の低下、日々の体調や精神的な不調などにも配慮し、ゆるやかな作業や過ごし方が出来るようにし、日中活動を充実させます。

(いなほ作業所)

①製パン・・・パンの製造、販売、納品

②軽作業・・・コーヒー袋詰め

物品販売（町指定ゴミ袋・ごま・コーヒー・お茶等）

請負作業（図書館ブックカバー・パッケージ組立て）

ゆるやかな作業（並びに日中活動）

（ワークショップゆう）

①製パン・・・パンの製造、販売、納品

②製菓・・・ゆうキー、メロンビス、フレンチトーストの製造、販売

③事務・・・製造販売に関する事務作業

④わんだ・・・染物等オリジナル商品の製造、販売、納品、買い出し

季節のカタログ販売（夏・冬・バレンタイン）

（3）生活支援

（いなほ作業所・ワークショップゆう）

土曜日取り組みを継続し、平日に取り入れにくい余暇活動を充実し、生活体験の幅を広げる活動を行います。

ハイツ（GH）での宿泊体験利用をすすめ、緊急時の一時宿泊や将来の生活に備えます。

（平見ハイツ）

①食事の提供（朝食と夕食）

②金銭管理

③健康にかかる支援

④日常生活場面における支援

⑤行政機関等の手続きにかかる相談、助言、連絡、調整、支援

⑥入居者の自治や余暇等への支援

⑥職場訪問や余暇活動への相談、助言、連絡、調整、支援

⑦緊急時（事故・病気等）の対応

⑧地域行事への参加と住民との交流

⑨法人内利用者の宿泊体験利用の受け入れ

（4）就労支援（いなほ作業所・ワークショップゆう）

一般就労への希望や就労につながった方に対して、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、求職活動や就労を継続していくための相談や支援を行います。

（5）工賃の支払い（いなほ作業所・ワークショップゆう）

事業収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として支払います。

また、工賃の水準を高めるよう努めます。

①給料支払日 毎月25日

②賞 与 年2回 (6月と12月)

(6) 健康管理

日常の健康管理、また家庭・医療との連携を行い、健康維持・増進に努めます。
また、栄養のバランスを考え、食事を通じた健康増進にも努めます。

(いなほ作業所・ワークショップゆう)

年1回の健康診断を実施します。

(7) 通所 (いなほ作業所・ワークショップゆう)

通所について、公共交通機関が不十分な地域性に鑑み、作業所送迎車両による通所送迎を実施します。ただし、本人の住居地、障害状況、交通事情により一部実施しない場合があります。

通所時における安全確保は、家庭と作業所が協力しあうものとしします。

(8) 給食サービス (いなほ作業所・ワークショップゆう)

希望者に限り給食の提供をします。1食につき370円(食材費実費)を徴収します。
行事等の昼食にお弁当を注文した場合は、実費を徴収します。

6. 諸記録の整備

「作業所日誌」(いなほ作業所・ワークショップゆう)「日勤・夜勤業務日誌」(平見ハイツ)「ケース記録(個別支援記録)」「サービス提供記録」「モニタリング記録」「個別支援計画書」「事故報告書」「苦情解決に関する書類」「虐待防止に関する書類」「身体拘束適正化に関する書類」「調理業務日誌」等、就労継続支援B型事業(いなほ作業所・ワークショップゆう)および生活介護事業(ワークショップゆう)および共同生活援助事業(平見ハイツ)に必要な書類の整備を行い、記録として5年間保存します。

7. 利用者・家族のプライバシーの確保(個人情報管理)

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

8. 緊急時の対応

利用者が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

・救命救急講習会の実施(年に1回)

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県・市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

10. 非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

- ・ 避難訓練等の実施（年に2回以上）
- ・ 防犯訓練 の実施（年に1回）
- ・ 消防設備等の点検（年に2回）
- ・ 消防設備自主点検（月に1回）

11. 虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

	いなほ作業所	ワークショップゆう	平見ハイツ
虐待防止責任者	生熊 映	野々 江美	野々 江美
虐待防止相談 窓口担当者	長尾 淳司	田中 洋平	岡本 恵子

12. 苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

	いなほ作業所	ワークショップゆう	平見ハイツ
苦情解決責任者	生熊 映	野々 江美	野々 江美
苦情受付担当者	長尾 淳司	田中 洋平	岡本 恵子
第三者委員	那智勝浦町役場福祉課福祉厚生係		

13. 職員（援助者）の援助技術の向上

- （1）職員会議（ケース会議含）の実施（月2回以上）
- （2）研修の実施

- ・研修計画の策定
- ・各種研修会への目的別参加
- ・障害についての理解、発達、自立、人権擁護、福祉サービスについて、感染対策 等の学習
- ・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します

1 4. 家族会

利用者、家族、事業所が相互に情報交流を行い、利用者への支援や必要な環境づくりを共に進めます。さらに、2か月に1回の家族会を開催します。

1 5. 事務・財務管理

- (1) 会計処理の適正化を図ります
- (2) 請求事務の効率化・適正化を図ります
- (3) 経費の省力化を図ります

1 6. その他の業務

- (1) きょうされん、わされんの運動をすすめます
- (2) 自立支援協議会 就労部会に参加し、地域の課題に取り組むとともに、関係機関との連携をはかります
- (3) 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます
- (4) 地域との協力を努めます
- (5) 地域の関連事業所との連携や協力をすすめます

1 7. 年間行事計画

いなほ作業所・ワークショップゆう

土曜取り組み（月1～2回）／つくしんぼ歌謡祭り／健康診断／作業所旅行／スポーツ交流会
家族交流会／大掃除

夏期、冬期、バレンタインチョコ物品販売／夏、冬のボーナス／棚卸／イベント出店
パン祭り、いなほのパン屋周年祭（いなほ作業所）

平見ハイツ

誕生日のお祝い、バーベキュー、新年会、夕食バイキング